

令和5年門審第2号

裁 決
漁船A乗揚事件

受 審 人 a
職 名 A船長
海技免許 三級海技士（航海）

本件について、当海難審判所は、理事官甲斐繁利出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の三級海技士（航海）の業務を1か月停止する。

理 由

（海難の事実）

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和4年9月23日02時25分

宮崎県鵜戸埼北岸

2 船舶の要目

船種 船名 漁船A

総トン数 344トン

全 長 56.40メートル

機関の種類 ディーゼル機関

出 力 735キロワット

3 事実の経過

Aは、レーダー及びGPSプロッターを備えた船尾船橋型鋼製漁船で、a受審人ほか4人が乗り組み、養殖魚運搬の目的で、船首0.8メートル船尾4.5メートルの喫水をもって、第二種船橋航海当直警報装置を作動させないまま、令和4年9月22日16時45分愛媛県宇和島港を発し、鹿児島港に向かった。

a受審人は、翌23日00時50分宮崎港北東方沖合で、前直の甲板員から引き継いで単独の船橋当直に就き、レーダー及びGPSプロッターを作動させて日向灘を南下し、01時29分半鵜戸埼灯台から020度（真方位、以下同じ。）11.9海里の地点で、針路を202度に定めて自動操舵とし、12.5ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で進行した。

a受審人は、舵輪後方の肘掛け及び背もたれの付いた椅子に腰を掛けた姿勢で船橋当直に当たり、宮崎県戸崎鼻東方沖合で針路を左に転じ、同県油津港東方沖合に向かうつもりでいたところ、01時35分鵜戸埼灯台から020度10.6海里の地点に達したとき、周囲に航行の支障となる他船を見掛けなかったことから気が緩み、眠気を催したが、程なく予定転針地点に達するので居眠りすることはないものと思い、椅子から立ち上がって外気に当たるなど、居眠り運航の防止措置を十分にとることなく、同じ姿勢を続けるうち、いつしか居眠りに陥った。

a受審人は、予定転針地点を通過して鵜戸埼北岸に向首続航し、02時25分鵜戸埼灯台から317度800メートルの地点において、Aは、原針路及び原速力のまま、鵜戸埼北岸の浅所に乗り揚げた。

当時、天候は晴れで風力2の西風が吹き、潮候は上げ潮の末期であった。

乗揚の結果、船底外板に凹損等を生じたが、のち修理された。

(原因及び受審人の行為)

本件乗揚は、夜間、日向灘において、鹿児島港に向けて航行中、居眠り運航の防止措置が不十分で、鵜戸埼北岸に向首進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、夜間、日向灘において、単独の船橋当直に就いて鹿児島港に向けて航行中、気が緩んで眠気を催した場合、居眠り運航とならないよう、椅子から立ち上がって外気に当たるなど、居眠り運航の防止措置を十分にとるべき注意義務があった。しかるに、同人は、程なく予定転針地点に達するので居眠りすることはないものと思い、居眠り運航の防止措置を十分にとらなかつた職務上の過失により、居眠りに陥り、鵜戸埼北岸に向首進行して同岸の浅所への乗揚を招き、船体に損傷を生じさせるに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 2 号を適用して同人の三級海技士（航海）の業務を 1 か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 5 年 9 月 1 2 日

門司地方海難審判所

審判官 山 岸 雅 仁